

会費細則

2023.1.20

定款第7条第2項に規定する経費に関し、当法人の年会費については、この規則による。

第1条 会員（定款第5条）の年会費は次のとおりにする。

- (1) **法人正会員**：年額 (50名まで) 1,000,000 円
(50名超) 20,000 円/1人

- (2) **法人准正会員 A**：年額 (100名まで) 1,000,000 円
(100名超) 20,000 円/1人
法人准正会員 B：年額 (50名まで) 500,000 円
(50名超) 20,000 円/1人
法人准正会員 C：年額 (25名まで) 250,000 円
(25名超) 20,000 円/1人

- (3) **賛助会員**
 - (個人)：年額 50,000 円
3年目以降は、年額 30,000 円に割引
4年目以降は、年額 20,000 円に割引
5年目以降は、年額 10,000 円に割引
 - (学生)：年額 10,000 円
 - (法人)：年額 70,000 円
 - (法人賛助会員所属個人)：年額 30,000 円
1法人あたりの法人賛助会員年額7万円とあわせ、
別途社員1人あたり年額3万円が必要
4年目以降は、年額 20,000 円に割引
5年目以降は、年額 10,000 円に割引

第2条 年会費は、年額の全額を納入し、分割して納入することができない。

第3条 納入した年会費は、いかなる事由があっても返還しない。